

標準報酬月額の算定について

～平成27年4月から現物給与の価額が改定されました～

報酬や賞与の全部又は一部が、通過以外のもの（現物給与）で支払われる場合（現物給与）の価額は厚生労働大臣が定めることとされています。

このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改定されました。

適用は平成27年4月1日からです。

標準報酬月額を求める際には、ご注意ください。

報酬月額・・・

社会保険（健康保険・厚生年金保険）では、被保険者の給与額により、報酬月額が決定され、保険料の計算や傷病手当金等の給付額に利用される仕組みになっています。

この標準報酬の額は、交通費等を含めた給与額に加え、会社が社員に提供する宿舍費や食事代等の現物給与の額も含めて計算されることになっています。

そして、この金銭または通貨以外のもの（現物給与）の価額（現物給与の額）については、健康保険法等の法律により地方の時価により定められることになっています。

現物給与とは・・・

厚生年金保険及び健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対象として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めることになります。

現物で支給されるものがある場合は、

「構成労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）

に定められた額に基づいて換算します。

また、自社製品等をその他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

平成27年4月1日以降の現物給与の価額は下記のとおりとなります。

（単位：円）

都道府県名	食事で支払われる報酬額					住宅で支払われる報酬額	その他の報酬等
	1人1カ月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1カ月当たりの朝食のみの額	1人1カ月当たりの昼食のみの額	1人1カ月当たりの夕食のみの額	1人1カ月当たりの住宅の利益の額（昼1畳につき）	
埼玉	18,300	610	150	210	250	1,580	時価（自社製品・通勤定期券など）
千葉	18,300	610	150	210	250	1,530	
東京	19,500	650	160	230	260	2,400	
神奈川	18,900	630	160	220	250	1,900	